

弘前市一般廃棄物処理基本計画【概要版】

一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物(ごみ・生活排水)の減量化・資源化や、適正な処理を推進するための基本的な方針を示すもので、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」から構成されます。

また、上位計画の「弘前市経営計画」や「弘前市環境基本計画」との整合性を図るとともに、一般廃棄物の処理について長期的視点から整理しています。

計画期間は平成28年度から平成37年度までの10年間とし、計画目標年度を平成37年度とします。さらに、計画の進捗状況を把握し、計画の見直しを適切に実施していくため、平成32年度を中間目標年度に設定しています。

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
計画期間	計画策定	初年度	→				中間目標	→				最終目標

ごみ処理基本計画

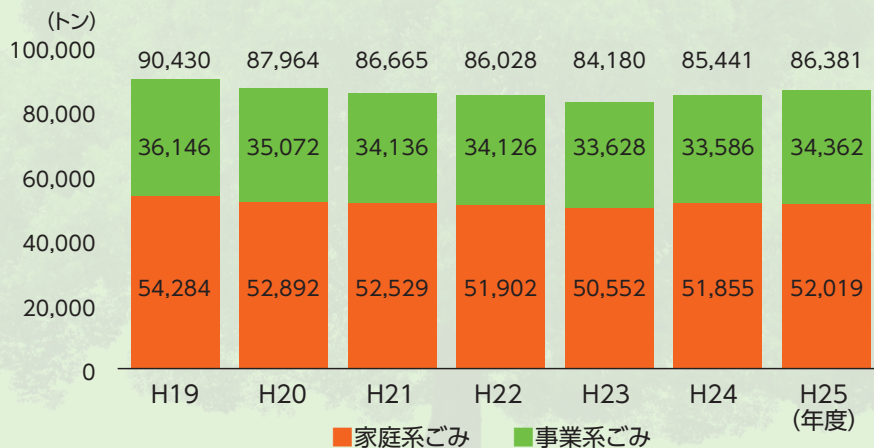
弘前市のごみ処理の現状

◆ごみ排出状況の推移

ごみ総排出量は減少傾向ですが、平成24、25年度は増加しました。また、家庭系ごみと事業系ごみの割合はおよそ6対4です。

家庭系ごみの約8割は燃やせるごみであり、このうち約半分が生ごみとなっているほか、資源化可能な古紙類も多く含まれています。このため、生ごみの水切りや資源物の分別を徹底していく必要があります。

事業系ごみでは、約9割を燃やせるごみが占め、その中には資源化可能なダンボールや紙類などの古紙類が多く含まれています。このため、平成28年4月から「古紙類の受入制限」や他の自治体と比較し非常に安価であった「処分手数料の改定」を実施し、更なるごみの減量化・資源化に努めていきます。



◆1人1日当たりのごみ排出量

平成25年度の弘前市民1人1日当たりのごみ排出量は1,310グラムであり、全国平均の958グラム、青森県平均の1,069グラムを大きく上回っています。特に、事業系ごみの排出量が全国平均の約1.9倍、青森県平均の約1.5倍と非常に多くなっています。

排出量(グラム)	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
全 国	994	976	976	964	958
家庭系ごみ	709	697	696	685	678
事業系ごみ	285	279	280	279	280
青森県	1,049	1,047	1,038	1,069	1,069
家庭系ごみ	712	710	709	729	727
事業系ごみ	337	337	329	340	342
弘前市	1,286	1,282	1,258	1,286	1,310
家庭系ごみ	779	773	755	780	789
事業系ごみ	507	509	503	505	521

※端数調整により、合計が一致しない箇所あり。

◆リサイクル率

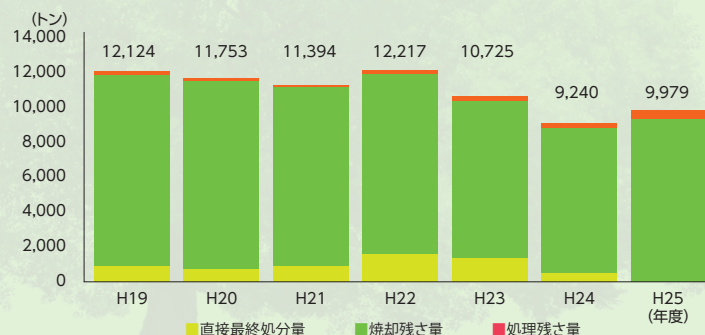
平成25年度のリサイクル率は10.9%と、全国平均20.6%、青森県平均13.7%を下回っていますが、資源化量は青森県平均と同程度となっています。

リサイクル率(%)	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
全 国	20.5	20.8	20.6	20.5	20.6
青森県	12.9	12.9	13.6	14.2	13.7
弘前市	8.9	8.8	10.0	11.8	10.9

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{直接資源化量} + \text{中間処理施設への搬入量} + \text{集団回収量}}$$

◆最終処分量

最終処分量は、平成22年度に増加したのち、減少傾向で推移しましたが、平成25年度は再び増加しています。また、最終処分量のほとんどが焼却残さとなっています。



目標値の設定

本計画では、「1人1日当たりのごみ排出量」、「リサイクル率」、「1人1日当たりの最終処分量」の3つについて、達成すべき数値目標を設定します。

項目	年度		
	H25年度 (基準年度)	H32年度 (中間年度)	H37年度 (目標年度)
1人1日当たりごみ排出量(g)	1,310	980	950
家庭系ごみ	789	680	670
事業系ごみ	521	300	280
リサイクル率(%)	10.9	17.0	25.0
1人1日当たり最終処分量(g)	151	109	100

1人1日当たりごみ排出量の減量化

1人1日当たりのごみ排出量を、平成25年度の1,310グラムから、中間年度である平成32年度には980グラム、目標年度である平成37年度には950グラムに減量することを目標とします。

リサイクル率の向上(資源化)

リサイクル率を、平成25年度の10.9%から、中間年度である平成32年度には17.0%、目標年度である平成37年度には25.0%に引き上げることを目標とします。

1人1日当たり最終処分量の減量化

1人1日当たりの最終処分量を、平成25年度の151グラムから、中間年度である平成32年度には109グラム、目標年度である平成37年度には100グラムに減少させることを目標とします。

計画の基本理念

オール弘前体制で実現する「循環のまち弘前」

私たちが快適に暮らしていくためには、豊かな自然環境と清潔で魅力的な都市生活環境を保つことが重要であり、循環型社会の形成を目指した取組が欠かせません。

本市は、ごみ排出量、リサイクル率ともに全国下位に低迷している状況であるため、これまでのライフスタイルを見直し、一人ひとりがごみの排出者であるという当事者意識を持ち、今まで以上に市民、事業者、行政の3者が連携・協働した「オール弘前体制」で、積極的な取組を進めていきます。

施策の基本方針

【基本方針1】三者連携・協働による3Rの推進(弘前3・3運動)

市民、事業者、行政の三者連携・協働のもと、それぞれに与えられた役割を果たし、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進を図ることにより、ごみの減量化・資源化を目指します。

特に、リサイクルよりも優先度が高い**2R(リデュース・リユース)**の取組を積極的に推進します。

もちろん、リサイクルによる循環型社会の形成も重要ですが、それ以上に重要なことは、ごみを出さないことです。

市民・事業者・行政の各主体が、ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルを普段から心がけていきます。



【基本方針2】全ての市民・事業者による継続的な取組の推進

ごみの減量化・資源化を推進するため、市民・事業者の利便性や公平性を考慮するとともに、費用対効果を十分に分析した上で、全ての市民・事業者が継続的に取り組むことができる取組を実施します。

また、ごみ問題は、市民・事業者・行政のいずれか1者だけの努力では解決できないことはもちろんのこと、それぞれの努力の方向性が違っていても解決は困難です。

市民・事業者が継続的な取組を推進していくためには、市がコーディネーターとしての役割を適切に果たしていく必要があります。

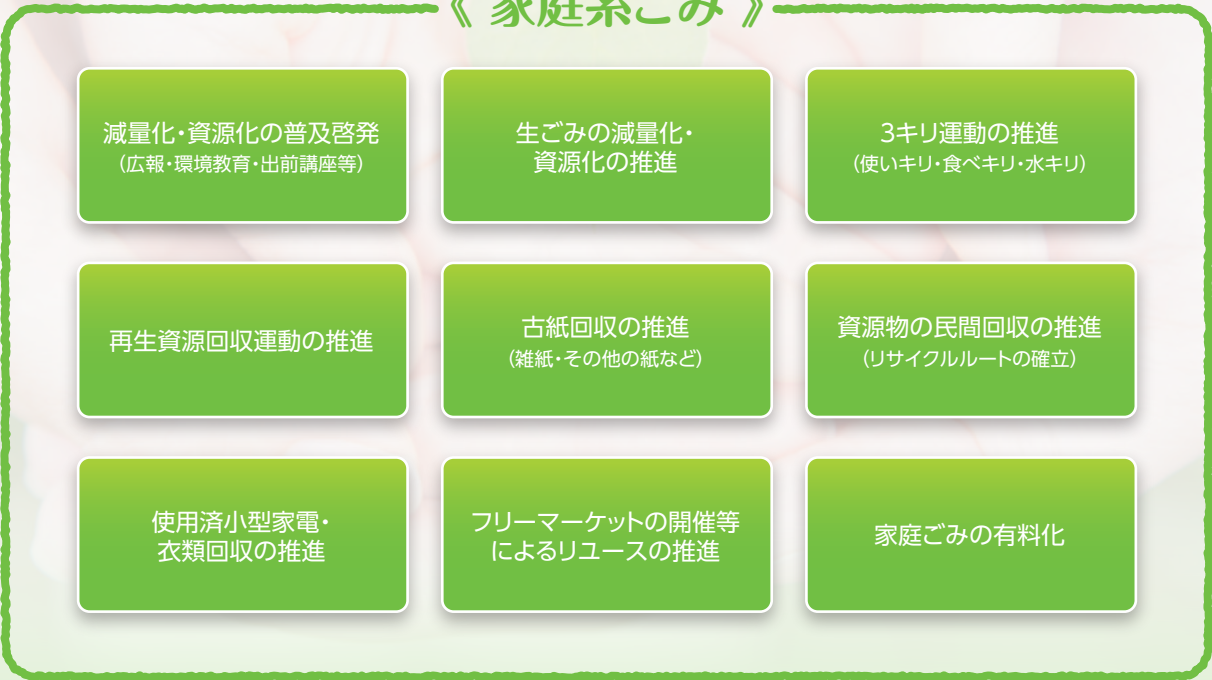
【基本方針3】財政負担軽減に向けた効率的な処理体制の確立

ごみを処理する過程では、収集・運搬、焼却、資源化、埋立といった処理に多額の経費や労力を要します(平成26年度実績:約32億円)。

これは、ごみが発生する以上避けることのできない問題ですが、将来の人口減少や施設の老朽化に備え、財政負担の軽減を目指し、効率的なごみ処理体制の確立に取り組みます。

ごみ減量化・資源化のための主な施策

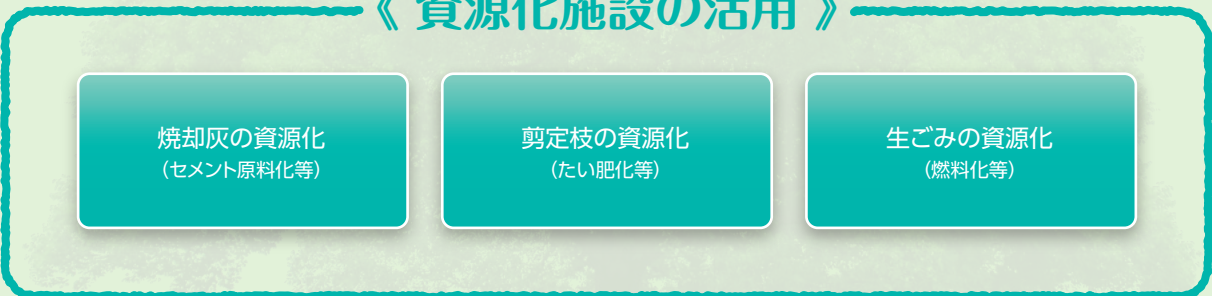
《 家庭系ごみ 》



《 事業系ごみ 》



《 資源化施設の活用 》



(1) 市民の役割・取組

①発生抑制(リデュース)

- 不要な購入、過剰な容器包装の受け取りを控える
- 3キリ運動(使いキリ、食べキリ、水キリ)を実践する
- 「混ぜればごみ、分ければ資源」のため、分別収集のマナーを遵守する など

②再使用(リユース)

- フリーマーケット、古本屋、リサイクルショップ、衣類回収ボックスを活用する
- リターナブル容器(ビールびんなどの洗って再利用可能な容器)を使用する など

③再生利用(リサイクル)

- 再生資源回収運動へ参加する ● 使用済小型家電回収ボックスを活用する
- 新聞・雑がみ類回収ステーション、古紙リサイクルセンター、民間回収の活用 など

(2) 事業者の役割・取組

①発生抑制(リデュース)

- 「拡大生産者責任の原則」、「自己処理責任の原則」を理解する
- 減量計画書の策定を行うなど、事業所全体で計画的な取組を実施する
- 包装材・梱包材を削減する(簡易包装の実施) など

②再使用(リユース)

- 使用済製品や部品を再利用する ● 包装材・梱包材を繰り返し使用する など

③再生利用(リサイクル)

- 容器包装、古紙類を分別し、回収業者等やオフィス町内会を活用する
- 製造・販売した製品の回収を行う(回収ボックスの設置など)
- 発生した生ごみについては、食品リサイクルに努める など

(3) 行政の役割・取組

①普及啓発施策

- 広報誌やインターネット等による情報発信 ● 環境教育 ● 出前講座
- 3キリ運動の推進 ● ダンボールコンポスト、電動生ごみ処理機の普及推進
- 古紙類・使用済小型家電・衣類回収の推進 ● 民間回収の推進 など

②ルールづくりによる施策

- 多量排出事業者への減量計画の作成指導 ● 展開検査 ● 古紙類の受入制限 など

③経済的動機付けによる施策

- 再生資源回収運動の推進 ● 家庭系ごみの有料化
- 事業系ごみの処分手数料の適正化 など

④市民や事業者の協力による施策

- 廃棄物減量等推進員の活用 ● オフィス町内会の推進 など

そのほか、●ごみ処理体制の効率化 ● 不法投棄対策 ● 災害廃棄物対策 など

生活排水処理基本計画

弘前市の生活排水の排出・処理の状況

し尿処理は、下水道、農業集落排水施設、し尿等希釈投入施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽の5つの方法で行っています。また、生活雑排水の処理は、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の3つの方法で行い、それ以外は河川などに未処理で排出されています。

平成26年度末において、行政区域内人口177,312人のうち、適正処理を行っているのは153,118人で、生活排水処理率は86.4%となっています。しかし、残りの13.6%については、生活雑排水を未処理で河川などに排出している状況にあるため、適正処理ができる施設の整備が一層望まれるとともに市民啓発も重要になっています。

目標値の設定

本計画では、「生活排水処理率(汚水衛生処理率)」、「生活雑排水処理人口」、の2つについて、達成すべき数値目標を設定します。

項目 \ 年度	H26年度末	H28年度 (初年度)	H32年度 (中間年度)	H37年度 (目標年度)
生活排水処理率	86.4%	88.0%	91.7%	97.0%

(単位:人)

項目 \ 年度	H26年度末	H28年度 (初年度)	H32年度 (中間年度)	H37年度 (目標年度)
行政区域内人口 (計画処理区域内人口)	177,312	174,205	167,662	158,727
水洗化・生活雑排水処理人口	153,118	153,236	153,734	153,969

し尿・浄化槽汚泥処理量の見込み

し尿・浄化槽汚泥の処理量は農業集落排水施設汚泥の資源化(たい肥化等)量の減少により一旦増加しますが、下水道等の普及や人口の減少などの影響により、減少するものと見込まれます。し尿・浄化槽汚泥処理量は以下の見込みです。

(単位:kℓ/日)

項目 \ 年度	H26年度末	H28年度 (初年度)	H32年度 (中間年度)	H37年度 (目標年度)
し尿汲み取り量	5,797	5,517	3,730	1,497
浄化槽汚泥量	10,778	14,109	11,734	8,549

施策の基本方針

- ◆基本方針1：生活排水は、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽を基本に処理を行います。
- ◆基本方針2：下水道整備区域内においては、すべての家庭、事業所などが下水道へ接続するよう普及を促進します。
- ◆基本方針3：農業集落排水施設整備区域内においては、すべての家庭が農業集落排水施設へ接続するよう普及を促進します。
- ◆基本方針4：下水道計画区域、農業集落排水施設計画区域以外の地域は、合併処理浄化槽の設置を推進します。また、すでに単独処理浄化槽を設置している家庭については、合併処理浄化槽への転換を推進します。
- ◆基本方針5：汲み取りし尿、浄化槽汚泥を受入施設で適正に処理します。

施設整備・処理計画と普及啓発

生活排水処理の施設整備は、下水道は平成32年度まで、農業集落排水施設は平成30年度までを予定しており、それぞれ計画処理人口の拡大に努めます。

し尿・浄化槽汚泥の処理量は、今後も一定量の発生が見込まれます。下水道等の未整備地域における汲み取りし尿や浄化槽汚泥とともに、下水道等の整備地域での非水洗化世帯のし尿や浄化槽汚泥についても、適正な処理体制を持続します。

住民への普及啓発としては、生活雑排水の未処理放流水が、生活環境の悪化や水質汚濁の原因になることを広く周知し、生活雑排水対策の必要性、重要性について、定期的な広報、啓発活動を実施します。

計画の推進に向けて

計画の実効性を高め、円滑かつ効果的に実行していくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担のもと協働し、目標の達成に向けて努力していく必要があります。

また、本計画は、PLAN（計画の策定）、DO（計画の実行）、CHECK（評価）、ACT（見直し）のPDCAサイクルにより、継続的に改善を図っていきます。

発行  弘前市

弘前市 都市環境部 環境管理課

〒036-8314 青森県弘前市大字町田字筒井6-2 弘前地区環境整備センター管理棟2階
電話：0172-35-1130（直通） FAX：0172-32-1957 Eメールアドレス：kankyou@city.hirosaki.lg.jp